

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月28日
【会社名】	積水化学工業株式会社
【英訳名】	Sekisui Chemical Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 高下 貞二
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満二丁目 4 番 4 号
【電話番号】	06 - 6365 - 4105
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理部長 長沼 守俊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目 3 番17号
【電話番号】	03 - 5521 - 0521
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 人事部長 竹友 博幸
【縦覧に供する場所】	積水化学工業株式会社東京本社 (東京都港区虎ノ門二丁目 3 番17号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべ場所ではありませんが、株主等の縦覧の便宜のために備える
ものであります。

1【提出理由】

平成28年6月28日開催の当社第94回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 配当財産の種類
金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその結果

当社普通株式1株につき金16円 配当総額 7,817,830,640円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、根岸修史、高下貞二、久保 肇、上ノ山智史、関口俊一、加藤敬太、平居義幸、竹友博幸、石塚邦雄及び加瀬 豊の10氏を選任する。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、後藤高志、濱部祐一の両氏を選任する。

第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

社外取締役を除く取締役を対象とした株式報酬制度を導入する。本制度の導入により、連続する3事業年度を対象として設定する信託に対して合計330百万円を上限とする金銭を抛出し、当該信託を通じて、当社株式等の交付等を行う。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	4,085,005	797	4,312	(注)1	(注)2 可決(99.87%)
第2号議案				(注)1	(注)2
根岸 修史	3,878,333	207,516	4,312		可決(94.82%)
高下 貞二	3,989,491	96,359	4,312		可決(97.54%)
久保 肇	4,026,062	59,786	4,312		可決(98.43%)
上ノ山 智史	4,026,023	59,825	4,312		可決(98.43%)
関口 俊一	4,026,027	59,821	4,312		可決(98.43%)
加藤 敬太	4,026,157	59,691	4,312		可決(98.43%)
平居 義幸	4,026,127	59,721	4,312		可決(98.43%)
竹友 博幸	4,021,337	64,511	4,312		可決(98.32%)
石塚 邦雄	4,047,819	38,031	4,312		可決(98.96%)
加瀬 豊	4,044,114	41,737	4,312		可決(98.87%)
第3号議案				(注)1	(注)2
後藤 高志	4,055,368	30,483	4,312		可決(99.15%)
濱部 祐一	4,055,614	30,237	4,312		可決(99.15%)
第4号議案	4,038,684	44,758	6,702	(注)1	(注)2 可決(98.74%)

(注)1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上